

一関市告示第100号

一関市エアコン設置支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

一関市長 佐藤善仁

一関市エアコン設置支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この告示は、気候変動による気温上昇が続き、家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）の必要性が高まる中、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた市民の負担軽減及び省エネルギー性能の高いエアコンの普及促進を図ることを目的とし、エアコンを設置した世帯に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(交付対象者)

第2 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助が行われている者（以下「生活保護受給者」という。）を除く。）
- (3) 当該エアコンの設置について、国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていない者
- (4) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でない者

(補助対象機器)

第3 補助金の交付の対象となるエアコンは、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、1世帯につき1台に限る。

- (1) 市内の店舗又は事業者（以下「販売店」という。）において購入した、壁又は窓枠に固定して設置するエアコン（未使用品に限る。）であること。ただし、市長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓枠に固定して設置することが困難と認める場合は、

この限りでない。

- (2) 交付対象者が居住する住宅に設置するものであること。
- (3) リース品又はレンタル品でないこと。
- (4) 第6に規定する事前申込書を提出した日以降に購入したものであること。
- (5) 市町村民税課税世帯に属する交付対象者が既設のエアコンを買い替える場合は、日本産業規格C9901に基づく2027年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100パーセント以上を満たすものであること。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エアコン本体の購入及び設置に要する経費とする。

(補助額)

第5 補助金の交付額（以下「補助額」という。）は、別表のとおりとする。

(事前申込)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象機器の売買契約を締結する前に、かつ、令和8年11月20日までに、一関市エアコン設置支援事業補助金事前申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、申請者にその結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7 第6第2項により市長から通知を受けた申請者は、エアコンの設置が完了したときは、令和8年12月4日までに、一関市エアコン設置支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8 市長は、申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第9 市長は、規則第15条第1項に規定する場合のほか、申請者がこの告示の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に補助金を交付した場合には、当該補助金の返還を命ずることができる。

(機器の管理等)

第10 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象のエアコンを適正に使用しなければならない。

2 交付決定者は、この告示により取得したエアコンを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡等（交換、貸付け、返品、廃棄、その他これらに類する行為を含む。）を行う場

合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した場合、その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 市長は、交付決定者が前項の規定に違反して収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補則）

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5関係）

世帯区分	補助額
1 市町村民税非課税世帯 2 生活保護受給者	補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とし、75,000円を限度とする。
市町村民税課税世帯	補助対象経費の3分の1に相当する額以内の額とし、50,000円を限度とする。 ただし、既設のエアコンを買い替える場合は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とし、75,000円を限度とする。

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

一関市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

一関市エアコン設置支援事業補助金事前申込書

一関市エアコン設置支援事業補助金の交付を受けたいので、一関市エアコン設置支援事業補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり事前申込みをします。また、当該申込みにあたり、私の住民基本台帳における世帯の登録状況及び世帯の市税の課税に関する情報について調査を受けることに同意します。

設置場所	所在地	一関市
	箇所	(例：リビング、寝室等)
	設置予定日	年 月 日
購入店舗	店舗名	
	所在地	一関市
購入機器	メーカー	
	型式番号	

補助金額	下記の区分のうち申し込む区分に見積費用（税込）と補助金額を記載してください。						
	世帯	区分		見積費用	補助率	補助金額	上限
	非課税	A	新規・増設・買替		× 1/2 =	円	7万5千円
		B	新規・増設		× 1/3 =	円	5万円
	課税	C	買替		× 1/2 =	円	7万5千円
補助金額は千円未満切り捨て							

誓約事項	<input type="checkbox"/> 下記誓約事項に同意します <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の交付要綱及び案内等を確認し、交付申請等に係る要件を理解しています。</li> <li>事前申込みは仮申請であり、補助金額を確定するものではなく、補助金額は、設置完了後に申請者が提出する申請書兼請求書の審査により決定することを承知しています。</li> <li>事前申込みの結果を受理する前に設置又は契約締結した場合は、補助金の交付対象とならないことを了承しています。</li> </ul>
------	--

事前申込み結果の通知方法	下記から、事前申込み結果の通知方法を選択してください。 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> メール メールアドレス
--------------	---

添付書類

- 1 見積金額が分かる書類
- 2 市町村民税課税世帯で買替えの場合は、エアコンの省エネ性能が100%以上であることが確認できる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

一関市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

一関市エアコン設置支援事業補助金交付申請書兼請求書

一関市エアコン設置支援事業補助金の交付を受けたいので、一関市エアコン設置支援事業補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請及び請求をします。また、当該申請に当たり、私の住民基本台帳における世帯の登録状況及び私の市税等の納付状況について調査を受けることに同意します。

設置場所	所在地	一関市
	箇所	(例：リビング、寝室等)
	設置日	年 月 日
購入店舗	店舗名	
	所在地	一関市
購入機器	メーカー	
	型式番号	

補助金額	下記の区分のうち申請する区分に購入・設置費用（税込）と補助金額を記載してください									
	世帯	区分		購入・設置費用	補助率			補助金額		上限
	非課税	A	新規・増設・買替		×	1/2	=		円	7万5千円
		B	新規・増設		×	1/3	=		円	5万円
	課税	C	買替		×	1/2	=		円	7万5千円
補助金額は千円未満切り捨て										

補助金振込先	振込先の金融機関を記載してください（申請者本人名義の口座に限る）									
	金融機関名				支店名					
	フリガナ									
	口座名義									
	口座番号				預金種類	普通 ・ 当座				

添付書類

- 1 支払金額が分かる書類
- 2 エアコンの型番、製品番号、保証期間等が確認できる書類
- 3 エアコンの設置前と設置後の状況が確認できる書類
- 4 補助金の振込先が確認できる書類
- 5 買替えの場合は家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類